

# 高知県PTA安全互助会規約

## (設 置)

- 第 1 条 本県のPTA会員が、単位PTA等の団体が主催する活動中の事故により負傷又は死亡した場合及び損害賠償責任を問われた場合に、見舞金及び弔慰金並びに損害賠償金等の給付を行い、もって、本県PTA活動の円滑な運営を図るため、高知県PTA安全互助会（以下「本会」という。）を設置する。
2. 前項の見舞金及び弔慰金並びに損害賠償金等の給付については、本会与提携する保険会社の行うPTA団体保険（以下、単に「PTA団体保険」という。）によるものとする。

## (会 員)

- 第 2 条 本会は、本会に加入した単位PTAの会員（以下「互助会員」という。）をもって構成する。

## (事 業)

- 第 3 条 本会は、次の事業を行う。
- (1) PTA団体保険の加入の取りまとめに関する事業。
  - (2) 基金の適正な管理。
  - (3) その他、運営に必要な事業。

## (総 会)

- 第 4 条 総会は、本会の最高決議機関であって、役員および代議員をもって構成し、総会の議事は出席代議員の過半数の同意をもって議決する。
2. 非常変災時等において、会議を開催することができない場合は役員会によって議決方法を決定する。

## (代議員)

- 第 5 条 代議員は、単位PTAの会長かその代理とする。
2. 代議員の任期は1年とする。但し再任することができる。

## (役 員)

- 第 6 条
- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 6 名 |
| (3) 理 事 | 6 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
2. 会長は、県P連の会長とする。
  3. 副会長は、県P連の副会長とする。
  4. 理事は、県P連の理事とする。
  5. 監事は、県P連の監事とする。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、1年とし、再任することができる。

2. 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を遂行するものとする。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
3. 理事は、本会の業務の運営にあたる。
4. 監事は、会計及び業務の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

2. 役員会は、役員数の過半数の出席をもって成立し、その決定は出席者の過半数の同意を必要とする。
3. 役員会は、第3条に規定する事業を円滑に遂行する機関とする。

(事務所)

第 10 条 本会の事務所を県P連事務局内に置く。

(事務局)

第 11 条 本会の事務局に、事務局長及び職員を置く。

2. 事務局長及び職員は、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。
3. 事務局長は、会長の命を受け、本会の業務に関する計画、連絡、記録及び必要な事務を処理するとともに、年度末にその結果を会員に報告しなければならない。

(加入及び会費)

第 12 条 本会の会員になろうとする単位PTAは、別に定める様式により、会費を添えて毎年5月25日までに、安全互助会事務局へ申し込むものとする。

2. 納入した会費は、返還しないものとする。

(運営委員会)

第 13 条 本会に、高知県PTA安全互助会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2. 運営委員は、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。
3. 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
4. 運営委員会は、第3条3項及び4項による給付についての協議をし、役員会に答申するものとする。
5. 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、開催するものとする。

(経費)

第 14 条 本会の運営に要する資金は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(支出)

第 15 条 本会の事業支出は次に掲げるものとする。

- (1) 互助会員が、一定周期で開催される四国大会クラス以上の行事に参加する費用の一部支給。
- (2) 自然災害により被災した建物を対象とし、単位PTAへの見舞金の給付を行う(但し、社会通念上妥当な金額とする)。
- (3) 互助会員の保護者会員、教員会員及び児童・生徒が病死したとき、またはPTA活動以外で死亡したときは、弔慰金として支払うことができるものとする。
- (4) その他、前各号に規定する事業に付帯する費用。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散・規約の変更)

第 17 条 本会の解散又は規約の変更は、役員会の決議を経て、総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、役員会において定める。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

- 1999年6月11日一部改正
- 2005年6月11日一部改正
- 2008年6月7日一部改正
- 2020年6月6日一部改正
- 2022年6月4日一部改正